

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	18 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年3月まで

平成20年3月ころに、国民年金保険料納付記録を確認したところ、昭和49年7月から50年3月までの保険料が未納とされていた。夫は、昭和49年7月1日付けで会社を退職した後に、国民年金に加入し、私は、約1年後に国民年金に加入した記憶がある。

加入した際、夫から、申立期間の保険料を納付したと聞いたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和51年5月ころと考えられ、加入時期からすると、保険料が納付済みとなっている申立期間直後の昭和50年度の保険料については、過年度納付により納付したものと推認され、その際に、先に時効が到来する申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年7月から同年12月まで
② 昭和46年1月から53年3月まで
③ 昭和53年4月から55年11月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和45年7月から同年12月までの期間、46年1月から53年3月まで期間及び53年4月から55年11月までの期間の国民年金保険料が未納とされていた。

昭和44年12月に、A市で国民年金の加入手続きを行い、保険料についてはA市内の集会所、B市C区役所窓口及びD町役場(当時)窓口でそれぞれ毎月納付した。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和44年12月26日に国民年金に任意加入し、昭和45年度の現年度納付書が発行されており、事実、申立期間①直前の45年4月から同年6月までの保険料が納付されていることから、A市に在住していた申立人が申立期間①の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、申立期間①の保険料について、集会所で納付したと主張しており、事実、昭和45年当時、A市では国民年金の保険料の徴収に集団収納を実施していたことが確認できた。

2 一方、申立期間②及び③について、申立人は、A市からB市C区に、その後D町(当時)に転居しているが、A市を管轄する社会保険事務所が管理する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)には、申立人について「不在E」の表示があるほか、同台帳はB市C区及びD町を管轄する社会保険事務所

に移管されず、A市を管轄する社会保険事務所に保管されていることから、申立人は、転居に伴い国民年金に係る住所変更届を行わなかったものと考えられ、申立期間②及び③については納付書が発行されることがなく保険料が納付できなかったものと推認できる。

また、申立人は、昭和55年12月16日に、D町で国民年金に任意で被保険者資格を取得し、新たに国民年金手帳記号番号「*」が払い出されているが、この時点では、任意加入者であるため、さかのぼって申立期間②及び③の保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間②及び③の保険料について、B市C区及びD町で毎月納付してきたと主張しているが、同区、同町及び社会保険事務所において長期間（119月）にわたり納付記録が欠落する^{かし}瑕疵があったとは考え難い。

加えて、申立期間②及び③の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間②及び③の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録について、平成9年8月から14年1月までの標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、平成9年8月から14年1月までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月1日から14年2月1日まで

社会保険事務所にA社に勤務していた時の標準報酬月額について照会したところ、平成9年8月1日から14年2月1日までの期間について、手元の預金通帳の給与支給額と大きく相違している記録となっていることが判明した。この期間の標準報酬月額記録については、実際に給与から控除されていた保険料額に見合った額になっていないので保険料控除額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録より、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は9万2,000円と記録されていることが確認できるが、申立人から提出された預金通帳の写しから、申立期間当時に振り込まれた給与額は、ほぼ全月で20万円を超えていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の標準報酬月額の相違について、数年前に、自ら当時の事業主に確認したところ、事業主が事実の相違を認めたと主張しており、このことについて当時の事業主に照会したところ、「当時、社会保険料の滞納額が多くあり、納付額を少なくするため、標準報酬月額について、申立人を含め何人かの社員については、給与額より低額で届出をし、一方で、本来の給与額相当の高い保険料を控除し、給与から控除した保険料と社会保険庁からの請求額との差額を納付していなかった。」との回答が得られた。

さらに、申立人から提出された、平成15年度市民税・県民税の所得金額及

び所得控除額明細書の「社保・小規模」欄に記載されている控除額は 39 万 3,926 円となっており、これを平成 14 年の給与支払い回数である「10」で除した額は、標準報酬月額 28 万円で計算した社会保険料控除額 1 か月分とほぼ一致し、また、当該控除額は、申立期間のうち平成 13 年 12 月分及び 14 年 1 月分が含まれていることから、平成 9 年 8 月から 14 年 1 月までの標準報酬月額を 28 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の主張する標準報酬月額に見合う保険料を納付したか否かについては、申立期間当時の事業主からは、給与の額に見合った届出をせず、給与から控除した厚生年金保険料を納付していなかったとの証言が得られたことから、事業主は給与明細書から確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る申立人の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

茨城国民年金 事案 834 (事案 183 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 49 年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、昭和 37 年 6 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料が未納とされていた。申立期間当時、父が納税組合を通じて家族全員の国民年金保険料を含めて様々なものについて納付していたので、私の保険料のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、昭和 49 年 4 月 15 日から平成 14 年 9 月 21 日までの期間について厚生年金保険被保険者資格を有しているものの、国民年金については申立期間を含めて被保険者資格を一切有しておらず、ほかに国民年金に加入したことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、厚生年金保険に加入する時点で国民年金に加入していたことを思い出したと主張するが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

A 区役所の徴収員に国民年金の加入を勧められたが、お金がなかったの
で勤務先の B 社の店主から国民年金保険料の 2 年分、2,400 円を借りて、
申立期間の保険料を店内で同徴収員に納めた。

このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳の発行日から昭和 38
年 8 月 29 日と考えられ、この時点では、申立期間の一部については時効に
より保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出さ
れた形跡もうかがえない。

また、申立人は、A 区役所に申立期間の保険料を納付したと主張している
が、申立人が国民年金に加入した時期は昭和 38 年 8 月 29 日と考えられ、申
立期間については、過年度保険料となり、日本銀行歳入代理店に指定されて
いる金融機関において納付することになることから、申立人の主張には矛盾
が認められる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家
計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをう
かがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月3日から24年4月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A機関に勤務していた昭和20年12月3日から24年4月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

A機関には、昭和20年12月3日から24年11月まで勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和20年12月3日からA機関（現在は、B県C部D課）にB県の嘱託職員として勤務し、厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA機関の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和24年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、同名簿では、A機関の厚生年金保険の適用年月日が、24年4月1日であることが確認でき、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した日と符合する。

さらに、B県C部D課に申立期間当時のA機関に勤務した者（非常勤県職員）に係る厚生年金保険被保険者記録について照会したところ、昭和30年以降の非常勤県職員の記録は確認できるが、それ以前の期間については資料が残存されていないため記録を確認できない旨の回答があった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 11 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 44 年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた昭和 40 年 1 月 11 日から同年 4 月 1 日までの期間及びB社に勤務していた同年 4 月 1 日から 44 年 10 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が管理するB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に脱退手当金を支給したことを示す「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和 44 年 12 月 12 日に脱退手当金の支給決定が行われており、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立期間当時にB社に勤務しており、脱退手当金の支給を受けている同僚からは、退職時において同事業所から脱退手当金についての説明があり、受給した旨の証言が得られた。

なお、申立期間当時の脱退手当金の取扱いについて、B社の社名変更後の事業所であるC社に照会したものの、同事業所からは、書類が保存されていないため当時の状況については不明であるとして、脱退手当金の取扱いについて具体的な証言は得られなかった。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 481 (事案 75 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 1 月 20 日から 31 年 7 月 31 日まで
② 昭和 38 年 11 月 1 日から 40 年 7 月 28 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 29 年 1 月 20 日から 31 年 7 月 31 日までの期間及び 38 年 11 月 1 日から 40 年 7 月 28 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

申立期間①に関しては、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの通知を受けた後に、新たな証人を見付かっており、また、申立期間②に関しても間違いなく勤務していたので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、A社において、従業員全員を一律に厚生年金保険に加入させる取扱いはなかったと推認できるとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 29 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す証言者として、新たに申立期間①当時の事業主の娘の名前を挙げていることから、同人に照会したところ、申立人は申立期間①当時A社に勤務しており、厚生年金保険についても、申立人が親戚であることから加入していたと思う旨の証言を得られた。

しかし、事業主の娘は、社会保険庁のオンライン記録により、昭和 19 年 4 月生まれであることが確認でき、申立期間①当時は 9 歳ないし 12 歳であるため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について知る立場にあったとは言い難いことから、上記証言内容のみをもって申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたと推認することはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない

ことから、申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人が当時A社に勤務していたことは、事業主の娘及び当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間②に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が昭和40年7月28日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、41年7月21日に同資格を喪失していることが確認できるとともに、同原票では、他者の記録において申立期間②内の39年10月に標準報酬月額の時決定が行われたことが確認できることから、申立人のみ標準報酬月額の時決定が行われなかったものとは考え難い。

さらに、社会保険庁の記録では、A社は平成12年5月11日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、また、申立期間②当時の社会保険事務担当者であった事業主は既に他界しているため、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

加えて、申立人が挙げた事業主の娘、同僚及び申立期間②当時に厚生年金保険の被保険者資格を有していた者のうち、連絡先の判明した5人に照会したところ、3人から回答を得られたが、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 10 年 8 月 21 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 8 年 6 月 1 日から 10 年 8 月 21 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が実際の額と大幅に相違していることが判明した。この社会保険庁の事務処理には納得がいけないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 6 月 1 日から 10 年 8 月 21 日までは 59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 10 年 8 月 21 日より後の同年同月 31 日付けで、8 年 6 月 1 日に遡及して訂正され、9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、A社は、社会保険料を口座振替により納付しており、同社の取引金融機関の取引履歴から平成 10 年 6 月分の保険料が同年 7 月末日に引き落とされ、同年 7 月分の保険料は引き落とされていないことが確認できる。

さらに、申立人は、平成 10 年 8 月 21 日にA社が破産宣告を受けた後は、口座から同年 7 月分の保険料が引き落とされないことを認識していたことは明白であること、及び同年 8 月下旬に、配偶者（社会保険事務担当）と一緒に、厚生年金保険から国民年金への切替手続のため社会保険事務所を訪れた際に、破産の経緯等を社会保険事務所職員に説明したとしていることから、申立人が、申立人及び配偶者の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行うことで、同年 7 月分の保険料を精算したものと考えるのが自然である。

加えて、A社の破産管財人を務めた担当弁護士に照会したところ、社会保険料の滞納の有無については承知しておらず、また、標準報酬月額の引き下

げ訂正の手続には関与していない旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、当該標準報酬月額が減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 10 年 8 月 21 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 8 年 6 月 1 日から 10 年 8 月 21 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が実際の額と大幅に相違していることが判明した。この社会保険庁の事務処理には納得がいけないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 6 月 1 日から 10 年 8 月 21 日までは 59 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 10 年 8 月 21 日より後の同年同月 31 日付けで、8 年 6 月 1 日に遡及して訂正され、9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の取締役を務め、同社代表取締役の配偶者であることが確認できる。

また、A社は、社会保険料を口座振替により納付しており、同社の取引金融機関の取引履歴から平成 10 年 6 月分の保険料が同年 7 月末日に引き落とされ、同年 7 月分の保険料は引き落とされていないことが確認できる。

さらに、申立人は社会保険事務を担当しており、平成 10 年 8 月 21 日にA社が破産宣告を受けた後は、口座から同年 7 月分の保険料が引き落とされないことを認識していたことは明白であること、及び同年 8 月下旬に、同社代表取締役の配偶者と一緒に、厚生年金保険から国民年金への切替手続のため社会保険事務所を訪れた際に、破産の経緯等を社会保険事務所職員に説明したとしていることから、申立人が、申立人及び配偶者の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行うことで、同年 7 月分の保険料を精算したものと考えるのが自然である。

加えて、A社の破産管財人を務めた担当弁護士に照会したところ、社会保

険料の滞納の有無については承知しておらず、また、標準報酬月額を引き下げ訂正の手続には関与していない旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の社会保険業務を担当する責任を負っている取締役である申立人は、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 484

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から 13 年 3 月 31 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、平成 11 年 3 月 1 日から 13 年 3 月 31 日までの期間に係る標準報酬月額が、遡及^{そきゆう}して大幅に引き下げられていることが判明した。この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 11 年 3 月から 12 年 9 月までは 59 万円、同年 10 月から 13 年 2 月までは 62 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 13 年 3 月 31 日より後の同年 4 月 16 日付けで、11 年 3 月 1 日に遡及^{そきゆう}して訂正され、それぞれ 9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社において社会保険料の滞納はなかったと主張していたところ、同社では社会保険料を口座振替により納付していたが、口座振替が不能となった時に、社会保険事務所の職員が集金に来ていたことがあったので、社会保険料の滞納はあったかもしれないと当初の主張を変えている。

さらに、申立期間当時、A社に勤務していた同僚より、申立期間当時に給与の遅配及び社会保険料の滞納があった旨の証言が得られた上、同社が社会保険料振替口座を設けていた金融機関の申立期間当時の預金の取引記録を確認したところ、毎月所定の日社会保険料が引き落とされていないことが確認できることから、同社において社会保険料の滞納があったものと推認でき、

申立人が、申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げる届出を行うことで、保険料の滞納を解消したものと考えることが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から 11 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 10 年 1 月 1 日から 11 年 4 月 1 日までの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。手元の平成 10 年 1 月から同年 4 月までの期間及び同年 8 月の給与明細では、65 万円の給与の支給を受けていることが確認でき、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 10 年 1 月から同年 12 月までは 59 万円、11 年 1 月から同年 3 月までは 56 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 11 年 4 月 1 日より後の 12 年 2 月 8 日付けで、10 年 1 月 1 日に遡^{そきゅう}及して訂正され、それぞれ 9 万 2,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は申立期間当時、同社の代表者たる取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時は社会保険料を滞納しており、その後滞納保険料は支払っていない旨及びA社が社会保険の適用を受けなくなった日以後にも、1 回ないし 2 回、社会保険事務所を訪れた旨を主張していることから、申立人が自身の標準報酬月額を引き下げる届出を行ったものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表者たる取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年9月1日から6年9月30日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成5年9月1日から6年9月30日に資格喪失するまでの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。この当時は以前から引き続き標準報酬月額53万円相当の給与を受けていたはずであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成5年9月から6年8月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である6年9月30日より後の同年10月11日付けで、5年9月1日まで遡^{そきゆう}及して訂正され、17万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社の閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたと主張していたほか、会社の破産手続に伴い、社会保険事務所を訪れ、社会保険事務所の指示のとおり^{そきゆう}に手続を行ったと主張していたところ、報酬月額変更届及び社会保険の全喪届を提出した記憶は無く、社会保険事務所を訪れたのは自らの年金受給手続及び配偶者の脱退手当金受給手続のためだったと当初の主張を変えている。このことについて、申立人とその配偶者の社会保険庁のオンライン記録を確認したところ、申立人の年金受給裁定の受付日が平成8年4月23日、配偶者の脱退手当金支給日が9年4月30日となっており、申立人の主張に不合理な点が認められる。このことから、申立人は、社会保険事務所を訪れた際に、さかのぼって標準報酬月額及び資格喪失日を届け出たものとするのが自然であり、申立人は自身の標準報酬月額が引き下

げ訂正されることについて承知していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 3 月 1 日から 10 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の記録において、平成 8 年 3 月 1 日から 10 年 4 月 1 日までの標準報酬月額が大幅に引き下げられていることが判明した。この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 8 年 3 月 1 日から 10 年 4 月 1 日までは 36 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 10 年 4 月 1 日付けで、8 年 3 月 1 日に遡及して訂正され、9 万 8,000 円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖商業登記簿謄本により、申立人は申立期間中、同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間において厚生年金保険料の納付に関し、滞納していた保険料が数か月分あったと主張している上、申立期間以外の期間について、滞納保険料を標準報酬月額の引き下げ処理により完納とする処理を行ったことがあると主張している。その際の処理について、申立人は、社会保険事務所の指示に従って届出を行った旨を主張していることから、申立期間についても、申立人自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて同意していたものとするのが自然である。

さらに、当該事業所の顧問税理士に照会したところ、申立期間の同事業所の経営状態は悪かった旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立

人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 4 月 21 日まで

社会保険事務所の訪問調査により、A社の厚生年金保険被保険者記録において、平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 4 月 21 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が実際の額と大幅に相違していることが判明した。この期間には以前から引き続き 50 万円の給与を受けていたはずであり、この処理には納得できないので、標準報酬月額を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 13 年 10 月から 15 年 3 月までは、50 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である 15 年 4 月 21 日付けで、13 年 10 月 1 日に遡^{そきゅう}及して訂正され、20 万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人から提出された平成13年、14年及び15年の源泉徴収簿により、申立人は、申立期間において、遡及訂正前の標準報酬月額に相当する給与の支給を受けていたことが確認できる。

一方、A社に係る商業登記履歴事項全部証明書により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役を務めていたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員に相談していたと主張しており、厚生年金保険被保険者資格喪失の手続についても、同職員の助言を受けて行ったものとしていることから、申立人は自身の標準報酬月額が引き下げ訂正されることについて同意していたものとするのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理が行われることに同意しながら、この減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立

人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 7 月 1 日から 33 年 12 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 12 月 31 日までの期間のうち、研修期間が終わった 29 年 7 月 1 日から 33 年 12 月 31 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答を受けた。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険業務センターが管理する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 2 月 2 日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されるとともに、同年 9 月 3 日に申立期間に係る脱退手当金の支給決定が行われており、申立期間以外に脱退手当金の計算の基礎となるべき未請求期間が無く、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いことなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、当時は「通算年金通則法」（昭和 36 年法律第 181 号）の創設前であり、将来の年金受給資格については厚生年金保険単独で計算されていたことから、A社における勤続月数が 53 か月であり、実際に同社を退職後、昭和 48 年まで厚生年金保険の加入歴が無い申立人が、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さはみられない。

なお、B社（昭和 49 年 1 月にA社から商号変更）の元事業主に照会したものの、当時の脱退手当金の取扱いについては、記録が残存しておらず不明である旨の回答であった。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 26 日から同年 3 月 31 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 31 年 1 月 26 日から同年 3 月 31 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

この期間には間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人は、社会保険担当者として名前を挙げた工場長及びその妻の氏名と連絡先を覚えていないことから照会することができない上、申立人が名前を挙げた同僚及びA社において、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を有し、連絡先が判明した同僚 14 人に照会したところ、回答が得られた 12 人のうち、1 人から「2 回ないし 3 回くらい申立人を見かけたような気がする」との証言が得られたほかは、申立人が勤務していたことについては「分からない」との回答であり、申立期間における申立人の具体的な勤務の状況及び厚生年金保険の適用を確認することができない。

さらに、A社の申立期間当時の事業主の連絡先は判明せず、全喪時点（平成 8 年 8 月 1 日）の事業主に照会しようとしたものの、その郵便物が住所不明により返送されてきたため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 45 年 2 月 25 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた昭和 43 年 10 月 1 日から 45 年 2 月 25 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私は、国民年金の加入手続を行った際、C町役場（当時）職員から、「同じ名前の方の番号があるが、D自治体で働いたことはあるか」と聞かれ、「ありません」と答えたが、後になって、A社B工場の社員に係る厚生年金保険の適用事業所は、E本社であることが分かった。当時、A社B工場において一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、雇用保険の記録及び当時の同僚の証言により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚の中には、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が見当たらない者が6人存在することから、同社においては必ずしも全員を一律に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがわれる。

加えて、申立期間当時のA社の事業主に照会したところ、申立人に係る申立期間当時の勤務状況等を確認できる資料は残存していないとの回答であったため、申立人の申立期間に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、存命中で連絡先が判明した6人に照会したものの、申立人に係る厚生年金保険の適用について具体的な証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 492

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 11 月 28 日から 47 年 12 月 28 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 44 年 11 月 28 日から 47 年 12 月 28 日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

子どもが病院に搬送された際、会社から渡された健康保険証を使用した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、当時の同僚の証言から推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が管理する申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先が確認でき存命中の者 15 人（申立人が名前を挙げた同僚 1 人を含む。）に照会したところ、9 人から回答が得られたが、申立人に係る当時の勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。また、上記の同僚 1 人から提出された昭和 46 年の社員旅行の写真から従業員 18 人が確認できるものの、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当時、被保険者数は最多でも 16 人であったことが確認でき、さらに、申立人の主張及び同僚証言から名前が挙げた申立人と同じ配達業務を担当していたとされる同僚 2 人のうち 1 人については、同名簿に名前が見当たらないことが確認できることから、申立期間当時、A社においては、必ずしも従業員全員を一律に、厚生年金保険に加入させていなかった事情が

うかがわれる。

加えて、申立人は、昭和44年11月28日から47年12月28日までA社に勤務したと主張しているものの、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、47年9月16日から49年5月27日までB社における厚生年金保険被保険者資格を有していたことが確認できることから、申立人の申立期間についての記憶は曖昧である。

また、申立期間当時のA社の事業主に照会したところ、申立人についての記憶は無く、また、経理を担当していたその妻は既に他界しており、当時の関係資料については残存していない旨の回答であったため、申立人に係る申立期間当時の厚生年金保険の適用について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月から 37 年 6 月まで

社会保険事務所にA社、B社又はC社のいずれかの事業所に勤務していた昭和 34 年 8 月から 37 年 6 月までの厚生年金保険の加入記録について照会したところ、いずれの事業所にも厚生年金保険の加入記録は無かった旨の回答を受けた。

D自治体E区又はF区に事業所があったことを記憶しており、いずれかの事業所に間違いなく勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社、B社又はC社のいずれかの事業所に勤務していた申立期間について、厚生年金保険被保険者であったと主張しているが、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人が勤務したとするB社について、社会保険庁のオンライン記録により、「G」を検索した結果、申立人が主張する所在地に該当事業所は見当たらない。

さらに、申立人が勤務したとするA社について、社会保険庁のオンライン記録により、「H」を検索した結果、申立人が主張する所在地に厚生年金保険の適用事業所であるI社（E区）が存在していたことが確認できたものの、申立期間に係る社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が勤務したとするC社について、社会保険庁のオンライン記録により、「J」を検索した結果、申立人が主張する所在地に厚生年金保険の適用事業所であるK社（F区）が存在していたことが確認できたものの、申立期間に係る社会保険事務所が管理する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない

ことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、I社及びK社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「業態欄」には、それぞれ「13」、「14」と記載されていることが確認でき、これは、政府管掌健康保険・厚生年金保険業態分類標準によると、それぞれ「その他の製造業」、「卸売・小売業」となっていることから、申立人が主張する「L業」とは相違するため、両社は、申立人が勤務したとする適用事業所とは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間当時の事業主の名前を覚えておらず、申立人が名前を挙げた同僚は、前記2社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では確認できず、そのほかの同僚の氏名及び連絡先も判明しないため、申立人の申立期間当時の勤務状況及び厚生年金保険の加入・保険料控除についての調査を行うことはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案 494

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年から 53 年まで

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者期間を照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた昭和 52 年から 53 年までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

しかし、私は、A社において運転手として勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時にA社に勤務していたことは、照会した事業主からの回答により推認できるものの、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立期間に係る社会保険事務所が管理するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は無く、一方、健康保険整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考える。難い。

さらに、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有していた者のうち、連絡先が確認でき、存命中の者6人（申立人が名前を挙げた4人を含む。）に照会したところ、5人から回答が得られたものの、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用に関する具体的な証言は得られなかった。

加えて、B社には、当時の賃金台帳等の関係書類は保存されておらず、申立人の給与から保険料を控除されていたことを確認することができない。

また、B社に照会したところ、申立期間当時、厚生年金保険に加入していたのは管理職と同社に継続して1年以上勤務していた正社員であり、申立人は非正社員であったため、加入させていなかった旨の証言が得られた。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。